様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2022 年 5 月 26 日

秋田県知事　　　殿

提出者
住　所　　男鹿市脇本脇本字前野147番地の1
氏　名　　男鹿合同生コン株式会社
　　　　　代表取締役　佐々木欣夫
電話番号　0185-25-2131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称		男鹿合同生コン株式会社
事業場の所在地		秋田県男鹿市脇本脇本字前野147番地の1
計画期間		2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
	① 事業の種類	生コンクリート製造業
	② 事業の規模	42,692万円
	③ 従業員数	18名
	④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートくず　汚泥（生コンスラッジ） 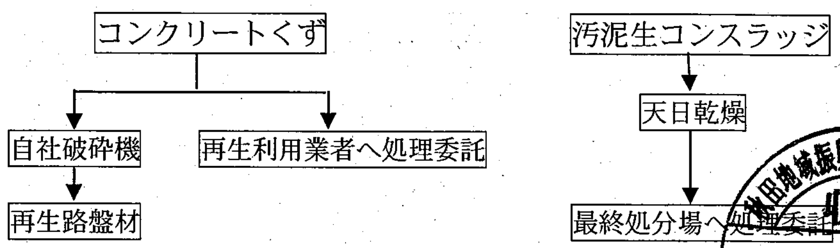

秋田地域振興局 福祉環境部
収受
-4.5.26
C・73- ・ ・
第　号

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

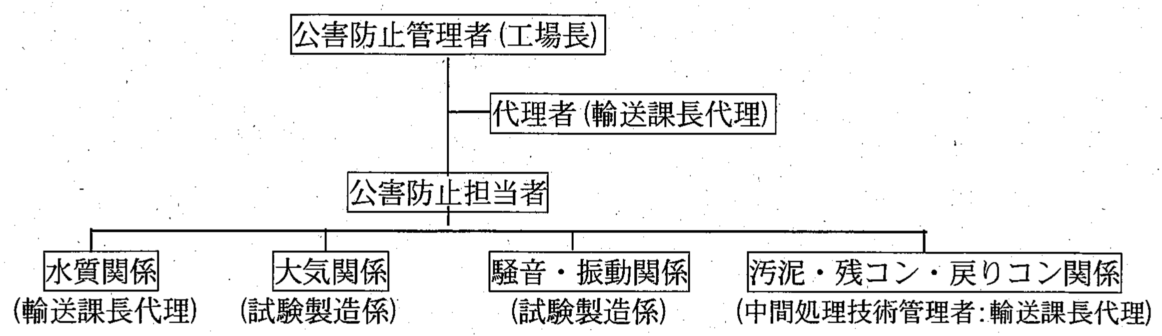

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（　2021　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚　泥
排　　出　　量	2,178 t	0 t

（これまでに実施した取組）

自社設置破砕機での再生路盤材製造販売
再生利用業者への委託処理

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚　泥
排　　出　　量	1,500 t	50 t

（今後実施する予定の取組）
自社設置破砕機での再生路盤材製造販売
再生利用業者への委託処理
納入業者への残コン・戻りコンの抑制依頼
汚泥は残コン・戻りコンに混合し硬化させ、再生路盤材に減量化

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
コンクリートくず（残水処理機による生コン車洗車時の未水和スラッジ、現場からの残コン・戻りコンの持ち帰りを硬化したもの）は工場内で養生後自社破砕機で路盤材を製造、販売。また、処理しきれない場合は再生利用業者へ委託処理をしている。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
上記現状取組の他、納入業者へ残コン・戻りコンが発生しないよう、発注数量の適正化依頼。再生路盤材のさらなる販売促進。
汚泥は残コン・戻りコンに混合、硬化させ再生路盤材の原料として減量化。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（　2021　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚　泥
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	294 t	0 t

（これまでに実施した取組）
コンクリートくず：残コン・戻りコンは硬化後、小割し、自社保有コンクリート破砕機で路盤材を製造販売
汚泥：天日乾燥後、処分業者に運搬

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚　泥
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	500 t	50 t

（今後実施する予定の取組）
コンクリートくず：自社設置破砕機による再生路盤材製造販売の拡売
汚　　泥　　　：戻りコン・残コンに混合、硬化させ再生路盤材の原料として活用

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①　現状

【前年度（　　　年度）実績】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚　泥
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	コンクリートくず	汚　泥
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—

（今後実施する予定の取組）

<table>
<tr><td colspan="5">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="4">【前年度（　　　　　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="4">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="5">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="9">① 現状</td><td colspan="4">【前年度（　2021年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>コンクリートくず</td><td>汚　泥</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>2, 178 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>2, 178 t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>— t</td><td>— t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（これまでに実施した取組）

コンクリートくず：再生利用業者への委託処理
汚　　泥　　　　：最終処分場への委託処理</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>コンクリートくず</td><td>汚　泥</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>1,500ｔ</td><td>50ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>－ｔ</td><td>－ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>1,500ｔ</td><td>50ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>－ｔ</td><td>－ｔ</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>－ｔ</td><td>－ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

コンクリートくず：再生利用業者への委託処理
汚　　泥　　　　：最終処分場への委託処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。